

木曾町と東京農業大学との連携協力に関する協定書

長野県木曾町(以下、「甲」という。)と東京農業大学(以下、「乙」という。)の間で、以下の事項について合意したので、ここに協定書を交換する。

(目的)

第1条 甲における地域の活性化と乙における教育・研究の充実を目的として、次の事項に関して、甲と乙は相互に協力し、連携、交流を推進する。

- (1) 甲の地域資源・環境をもって乙の教育、研究活動への協力及び目的達成に資する取組みに寄与すること。
- (2) 乙における教育・研究成果及び知的財産等を活かし、国内外に発信できる甲の地域活性化を目指した取組みに寄与すること。

(協力事項)

第2条 両者は次の事項について協力する。

- (1) 主体的なまちづくりの推進のための連携
- (2) 教育・文化発展のための連携
- (3) 人材育成のための連携
- (4) その他両者が協議して必要と認める連携

(有効期間)

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、今協定の有効期間満了日の3か月前までに、甲乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)


第4条 本協定の各事項について疑義が生じたとき、または協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、双方誠意をもって対応する。

以上、この協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方署名捺印のうえ、各自その1通を保有する。

平成20年11月28日

(甲)木曾町長

(乙)東京農業大学長

田中勝己  大澤貴寿 